

平成28年4月1日

## 平成28年度いじめ防止学校基本方針

東京学芸大学附属小金井小学校

校長 鈴木 明哲

本方針は、基本的人権を尊重する精神に則り、児童が学校生活を安心、充実して過ごすことを目的として策定することとする。

### 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

### 2. いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの防止、早期発見と早期解決のため、いじめの問題への認識を全教職員で共有する。いじめの未然防止のため、朝礼、朝の会、帰りの会、道徳の時間等を中心に、児童がいじめの問題を身近なこととしてとらえ、いじめのない学校生活を構築していくことができるよう、教職員は常に共通理解を図り児童への指導、支援を行う。

### 3. いじめ防止のための校内組織の設置

いじめの防止等を目的とする校内組織として、「スクールライフ委員会」を設置する。スクールライフ委員会の委員は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導部長、養護教諭とするが、必要に応じて外部専門家（本学教授等）に参加を依頼する。重大な事態がない場合、委員会は定期的に開催（月1回）する。

### 4. いじめの早期発見に向けた取り組み

#### （1）児童理解の充実

学級担任は、児童の不安や悩みを聞くことで、児童が安心して生活できる学級づくり、児童の居場所のある学級づくりに努める。また、日記や心のノート等を活用し、様々な方法で児童の心

情理解を図る。児童が相互のよさに気づき、よさを認め合う活動を、朝の会や帰りの会等を中心に充実させる。

(2) アンケート調査による実態把握

いじめの早期発見を行うため、学期末、全児童にアンケート調査を実施する。

(3) 教職員相互の連携

児童相互のトラブル等が発生した場合、教職員は問題を敏感に察知し、児童の話をよく聞くことで客観的事実の掌握に努め、問題の早期解決に向けた努力を行う。いじめの問題等にかかわらず、児童にかかわる問題が発生した場合は、学年主任、管理職等への報告、相談を確実にし、問題を組織で連携・協力して解決する。教職員間でのコミュニケーションを密に行うことにより、全体で共通理解を図りながら児童の指導にあたる。児童の状況、指導経過等については、職員会議等で情報の共有を図る。専科教諭は専科授業等での児童の様子に目を配り、気になることがあった場合は状況を学級担任、学年主任等へ迅速に知らせる。

(4) 縦割り活動の充実による児童相互の連携強化

交流給食や落ち葉集め集会等の縦割り活動を充実させることにより、異学年の児童相互の交流と連携を図り、好ましい人間関係を育成するとともに児童一人ひとりの人格を高める。

## 5. 関係機関との連携・協力

(1) 保護者と教師の会との連携・協力

保護者会等においては、児童の学校生活にかかわる課題、問題等を保護者が十分に把握できるよう、児童の学校生活について情報交換する機会を設ける。保護者と教師の会の活動では、特に「飼育サポート活動」と「全校草取り活動」の取り組みを充実させる。飼育サポート活動では、児童が保護者ととも動物の世話をすることで、児童は「動物を世話すると動物が逃げない、近寄ってくる、なつくといった態度を示す」ことを実感できる。「思いやりを持ってかかると相手が思いを返してくれる」ということは、動物だけでなく人間関係にも適用できることである。全校草取り活動では、児童が保護者ととも草取りを行うことで、校庭及びその周辺をきれいにすることができる。これらの自然体験活動を充実させることにより、生命尊重、奉仕、勤労等にかかわる児童の道徳性を高める。

(2) 本学研究室との連携・協力

いじめをした児童、いじめを受けた側の児童等への支援では、必要に応じて本学研究室の協力を得る。本学の大学教員が、児童支援、家庭支援につながる保護者向けの講演等を行う機会を設ける。大学教員が児童の保護者の相談に応じることができるよう、関係する研究室との連携を図る。また、研究室に所属する学生の協力を得て、支援員として児童を支援する取り組みも行う。

(3) 宿泊生活の充実による児童相互の連携強化

至楽荘及び一字荘での集団宿泊生活では、引率教員は児童相互のかかわりが深まるよう指導、支援にあたる。共同生活を通して遠泳や登山等を行うことで、児童は日常の学校生活では見ることのできない、普段とは違った友達の一面にふれることができる。友達等への見方を広げていくことで、他者への理解を深められるようにする。

## 6. 早期対応の推進

### (1) 「サポートチーム」の組織

いじめへの早期対応を行うため、スクールライフ委員会を中心に「サポートチーム」を組織して、いじめを解消、解決するための対応にあたる。

### (2) 児童の安全確保

いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するために、状況をきめ細かく把握する。具体的には、授業中や休み時間を利用した複数の教員による毎日の声掛けや、職員会議や主任会等を利用した児童の情報共有、教員同士の情報共有による見守り等を実施する。

### (3) 児童の心のケア

いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保するために、いじめを受けたことによる心理的ストレス等を軽減するため、養護教諭やスクール・カウンセラーを中心に、被害の児童や保護者のケアを行う。

### (4) いじめをした児童への指導

いじめをした児童には、教育的配慮の下、いじめに至った背景・経緯を明らかにしながら、自らの行為の問題点に気づかせるように、個に応じたきめ細かい指導を行うとともに、当該の保護者に対する支援・助言を適切に行う。教育上必要があると認められるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加える。懲戒を加える際には、教育的配慮に十分に留意し、いじめをした児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促す。

#### <参考>

児童・生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、当番の割当て、文書指導などは通常、懲戒権の範囲内と判断される。～文部科学省「第 4 回 いじめ防止基本方針策定協議会」資料（平成 25 年 9 月 20 日）

## 7. 「重大事態」への対処と関係機関等との連携

いじめが確認された場合、必要に応じてスクール・カウンセラー、所轄警察署などの協力を得て解決に取り組むとともに、再発を防止する措置をとる。いじめが犯罪行為として取り扱われる

べきものであると認められるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに本学附属学校課に報告し、連携して事態への対処や事実関係を明確にするための調査等を行う。

また、被害児童に対しては、複数の教職員による組織的な見守り体制をとり、教職員間の情報共有の徹底を図るとともに、学校と家庭の間で緊密な連絡を行う。また、状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を講じる。

なお、重大事態については、以下のようにとらえることとする。

<「重大事態」の考え方（「いじめ防止対策推進法」第28条）>

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

## 8. いじめの解決

### （1）いじめの解決のとらえ

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものでなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

（「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」～文部科学省、平成25年10月）

### （2）いじめ解決の判断

いじめの解消や解決についても、いじめの認知と同様、スクールライフ委員会において組織的に判断するとともに、再発の可能性も想定した継続的な見守りを続ける。

## 9. そのほか

この基本方針は、随時、必要に応じて見直しを行い、常に児童の実態に即した内容にしていく。

本方針についての問い合わせ先 … 042-329-7821（副校長）、042-329-7824（養護教諭）

以上